

議員全員協議会会議録

平成27年 5 月 28日

宮 古 市 議 会

平成 2 7 年 5 月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(5 月 2 8 日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項 (1)	3
協議事項 (2)	7
閉 会	8

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年5月28日（木曜日） 午後3時10分
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔協議事項〕

- （1）議会運営について
- （2）その他

出席議員（26名）

1 番 今 村 正 君
 3 番 近 藤 和 也 君
 5 番 白 石 雅 一 君
 7 番 中 島 清 吾 君
 9 番 内 館 勝 則 君
 11 番 佐々木 重 勝 君
 13 番 高 橋 秀 正 君
 15 番 古 館 章 秀 君
 17 番 坂 本 悦 夫 君
 20 番 落 合 久 三 君
 22 番 松 本 尚 美 君
 24 番 茂 市 敏 之 君
 26 番 田 中 尚 君
 28 番 前 川 昌 登 君

2 番 小 島 直 也 君
 4 番 佐々木 清 明 君
 6 番 鳥 居 晋 君
 8 番 伊 藤 清 君
 10 番 北 村 進 君
 12 番 須賀原 千エ子 君
 14 番 橋 本 久 夫 君
 16 番 工 藤 小百合 君
 19 番 佐々木 勝 君
 21 番 竹 花 邦 彦 君
 23 番 坂 下 正 明 君
 25 番 藤 原 光 昭 君
 27 番 加 藤 俊 郎 君

欠席議員（2名）

15 番 古 館 章 秀 君

18 番 長 門 孝 則 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 上 居 勝 弘
 主 任 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午後 3時10分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は26名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

協議事項（１） 議会運営について

○議長（前川昌登君） 協議事項の１ 議会運営についてですが、この件につきましては、議会運営委員会委員長より説明願います。

田中議会運営委員会委員長。

○26番（田中 尚君） それでは、議会運営についての了解事項についての改正内容について、提案を説明をさせていただきます。

既に皆様のお手元に資料として配付されていると思うのですが、先日の議会運営委員会の内容でございます。今回の了解事項の改正の主な内容でございますが、今6月定例会から行うこととなります、議案の委員会付託に関する事項でございます。

それでは、資料No.1の1ページをご覧ください。

初めに、議会運営委員会についてでございますが、3の委員会の開催日を、今回、定例会の場合は開会日の2日前に改正するものであります。

次に、一般質問についてであります。通告期限を開会日の5日前、締め切り時間を午後5時とするものであります。従来、締め切り時間は午前12時ということになっておりましたし、期限も若干短かったわけですが、事務局それから議会運営委員会の効率的な審議を保障する意味でこのように改めたいということであります。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。議案の委員会付託についてであります。この件につきましては、既に先月27日に開催しました議員全員協議会で確認いただいているところでありますので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、1の（3）に緊急を要する場合等は、議長の判断において、委員会付託を省略する。とありますが、今定例会において、会期中に仮契約を締結するかたちの契約案件があらかじめ予定されております。この案件の取り扱いにつきましては、当然、本会議初日に議案として提案することは不可能でありますので、最終日の本会議に追加提案という形で提案し、本会議で即決するという流れになりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、意見書案、請願及び陳情についてですが、提出期限を一般質問と同様に、開会日の5日前の午後5時にしたいと思います。

次に、3ページをご覧ください。

予算・決算特別委員会についてであります。この件につきましても、議案の委員会付託と同様に、議員全員協議会で確認いただいているところであります。

なお、3の委員会の運営に関する要領は、4ページにございますが、従来の予算等特別委員会及び決算特別委員会の運営要領と同様の内容となっておりますので、内容の説明は省略させていただきたいと思います。

また、参考資料として、改正後の了解事項の全文をお配りしておりますので、比較、ご参照いただきたいと思います。

なお、委員会付託に伴う、議案審議の流れにつきましては、このあと、事務局から補足説明をさせていただきます。

以上、議会運営についての了解事項の改正についての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） ご苦労様でした。菊地主査。

○事務局主査（菊地政幸君） はい、それでは引き続き、私の方から「議案審議の流れ」につきまして、説明させていただきます。

資料№2、A4横書きのものでございますが、こちらをご覧くださいと思います。

先ほど、田中委員長から説明のありましたとおり、今回の6月定例会から議案は委員会に付託することとなりますので、今までと本会議の流れが変わってまいります。

表の左の欄の議事日程を基に説明をさせていただきますと思います。なお、この議案につきましては、あくまでも例としてお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の諸報告から日程第3の報告第1号までは、従来どおりの流れということになります。

次に、日程第4の議案第1号から日程第6の議案第3号までは、こちらは補正予算になります。この3件の補正予算は、当初予算と同様に予算特別委員会を設置のうえ、付託となりますので、この3件については一括議題となります。

提案説明につきましては、各部長が担当する議案を説明しますが、例えばですけども、一つの部で複数の補正予算を提案する場合は、議案番号によらず、担当する議案を一括で説明するというかたちになります。

具体的に申しますと、議案第1号と議案第3号が総務部が担当する補正予算です、議案第2号が市民生活部が担当すると想定いたします。そうしますと、議案第1号と議案第3号について、総務部長が登壇し、2件の補正予算を説明します。そのあとに説明員を交代しまして、議案第2号について、市民生活部長が登壇し、説明するという流れになりますので、議案番号順の説明にはならないというかたちにしたいと思います。なお、提案説明につきましては、予算科目の目の単位ごとに、その主な事業などについての説明になるということになります。

提案説明が終わりましたら、日程第7に特別委員会の設置についてとございます。提案説明が終わりしましたら、特別委員会を設置して、委員会付託の後、休憩し、正副委員長を選任、分科会への分割付託となります。なお、これは了解事項にも示しましたとおり6月定例会で設置して、翌年の3月までの特別委員会の任期ということになりますので、本会議中に休憩して、正副委員長を選任というのは、今回の6月定例会のみということで、9月定例会以降は、すでに特別委員会は設置してありますので、補正予算を提案した後、すぐに委員会に付託するというかたちになります。

次に、休憩を挟んで日程第8の議案第4号から日程第16の議案第12号までは、条例案又は工事の契約案件やその他の議決事件となります。これらの議案につきましては、それぞれの所管する常任委員会に付託となりますので、この9件も一括議題というかたちになります。

これらの提案説明につきましても、先ほどの補正予算と同様に、各部長が担当する議案を説明しますので、一つの部で複数の議案を提案する場合は、議案番号によらず、担当する議案を一括で説明することとなります。

これらの説明につきましても、議案の趣旨のみの説明となります。

提案説明が終わりましたら、ここからが委員会付託の部分ですが、議案とは別に付託表というものをお配りいたします。付託表によりまして、一括で各常任委員会に付託となります。例えば、ここでお示ししているのは、議案第4号と議案第10号は総務常任委員会に付託します。議案第5、6、11号、これは教育民生常任委員会に付託というようなかたちで、これらをまとめたものを1枚の紙にして、付託表ということで各常任委員会に付託するということになります。

次に、日程第17、18の意見書案についてですが、こちらは議員提出の意見書案を想定しております。こちらにつきましても、提出者が説明するということになりますので、提出議員が複数の意見書案を提出した場合は一括で説明していただくというかたちになります。それ以外のものにつきましては、その都度、提出者に登壇していただいて、説明していただくということになります。これにつきましても、提案説明の後、一括でそれぞれの所管する常任委員会に付託することとなります。

次に、日程第19の委員会提出の意見書案についてですが、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で即決するというかたちになります。

流れにつきましては、従来どおり提案理由の説明、質疑、討論、採決の順に行います。

最後に、日程第20と21の請願についてですが、これも今までどおり一括議題とし、それぞれの常任委員会に付託をするというかたちになります。

次に、2ページをお開きください。本会議最終日の流れになります。

日程第1 議案第13号と日程2 議案第14号につきましては、先ほど田中委員長から説明があったとおり、追加提案の議案ということになります。追加提案ですので、委員会付託を省略いたしまして、1件ずつ、提案理由の説明、質疑、討論、採決を議案ごとに行いますが、関連がある部分につきましては、一括で提案というかたちになるかと思います。

次に、日程第3についてですが、予算特別委員長報告となります。従来の当初予算や決算と同様に、付託された議案を一括報告し、討論、採決を行います。なお、予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されますので、本会議では、質疑は省略となります。

なお、討論から採決につきましては、特別委員会の審査の状況を考慮することとしています。先例としましては、特別委員会で全ての議案を全会一致で可決すべきものと決定した場合などは、本会議においても、全ての議案を一括で採決したという例があります。この辺は、その都度、委員会の状況で変わってくるのかなと思います。

次に、日程第4から日程第7は、それぞれ4常任委員会の委員長からの報告となります。委員長報告の順序は、議会運営についての了解事項により、総務、教育民生、経済、建設の順番で報告していただくこととなります。

流れといたしましては、付託された議案、意見書、請願などを一括で報告していただきます。その後、質疑、討論、採決につきましては、1件ずつ行うこととなります。

以上が、6月定例会以降の議案審議の流れとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問がございましたら。上居事務局長。

○事務局長（上居勝弘君） 若干、補足説明をさせていただきます。

最終日の委員長報告でございます。委員長が一括報告いたしますけれども、これに対する質疑というのは、当局に対する質疑ではございません。委員長報告に対する質疑でございますので、勘違いをなさらないようにお願いします。委員長報告は一括で全部の議案とか意見書案を報告しますが、質疑、討論、採決は1件ごとということでございますので、例えば日程第4の議案第4号、一部改正の条例と意見書案まで3つ、一括で委員長が報告しますが、質疑の場合は、議案第4号について、委員長報告はこう、こう、こうであります、質疑はございませんかと、そのときに他の議員から総務の委員長に対する質疑ということになります。そして、それが採決までいったらば、次に議案第10号に対する質疑を行いますということで、これもまた委員長の報告に対する質疑ということになりますので、勘違いをなさらないようにお願いします。当局に対する質疑はできませんのでよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりましたが、何か質問がございますか。北村議員。

○10番（北村 進君） 確認なんですが、特別委員会の委員長、副委員長は今までですと、予算と決算でそれぞれで選出になっていましたが、これだと1年間通してということでしょうか。

○議長（前川昌登君） そういうことになります。松本議員。

○22番（松本尚美君） 2ページですね、本会議の最終日の日程第3というのがあるんですけど、これをもうちょっと説明してもらった方がいいのかなと、これは本会議場での予算特別委員長の報告になると思うんですけど、その前の予算特別委員会でのそれぞれの質疑はあるということになりますから、ここをちょっと説明していただかないと。

○議長（前川昌登君） 予算特別委員会の仕組み。上居事務局長。

○事務局長（上居勝弘君） すみませんでした。説明不足でございました。

いきなり委員長報告に入ってしまいましたが、各分科会イコール常任委員会が分科会なんです、それぞれが予算の審査をしていただきます。当局に対してのいろいろな質疑応答をしていただきます。そして、その結果を全体の予算特別委員会において、各分科会長イコール常任委員長がそれぞれの審査の内容について、その場で報告をしていただきます。そして、他の委員はその場で委員長に対して質疑をしていただきます。その状況を受けて全体の予算特別委員会の委員長が、本会議でそれを報告するということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） よろしいですか。他に何かございますか。落合議員。

○20番（落合久三君） 各常任委員会に付託されて、議論をしてまとめるということですが、全体の6月定例議会における予算特別委員会の日程がないような気がするんですが。確認の意味で聞いておいた方がいいのかと。

○議長（前川昌登君） 菊地主査

○事務局主査（菊地政幸君） 大変失礼しました。今、お示したのは、あくまで定例会の初日の本会議と最終日の1日の流れだけですので、当然、先ほど局長が説明したとおり、予算特別委員会の最後に分科会長報告がありますので、それを受けて委員会としての、質疑、討論、採決というのがあります。それを受けての最終日のこの本会議での委員長報告となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 初めての取り組みですので、よろしくお願いいたします。

他になければ、この件はこれで終わります。

協議事項（２） その他

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、竹花総務常任委員会委員長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

竹花総務常任委員会委員長。

○２１番（竹花邦彦君） 各議員のお手元の方にですね、総務常任委員会委員長、建設常任委員会委員長連名でのですね、意見書の提出案が渡っていると思います。実は、本日、午後１時に総務常任委員会、建設常任委員会合同の委員会を開催をしまして、お手元のお渡しをしてあります、平成２８年度以降の復興事業において被災自治体に財政負担を求める方針の撤回を求める意見書を提出をするということで、協議の結果、まとまったところでございます。

この意見書の趣旨につきましては、既に皆さんもご案内のとおり、今月１２日に復興庁が公表した集中復興期間の総括及び平成２８年度以降の復旧・復興事業のあり方（案）において、復興交付金の効果促進事業や社会資本整備総合事業の復興幹事業、あるいは宮古盛岡横断道路などの復興支援道路や三陸沿岸道路などの道路整備、そして港湾整備などについて、被災自治体に一定の負担を求めるという方針が示されたところでございます。従いまして、国に対して、宮古市議会として集中復興期間の延長と被災自治体に対する、財政負担を求める方針を撤回を求める意見書を、総務、建設の両委員長名で提出したいと考えているものでございます。

復興庁では、６月末には政府方針を決める考えでおりますので、６月３日、６月定例会初日の３日の日に、初日にですね、委員会提出の意見書として提案をしたいと考えております。この提案について、議員各位のご賛同をいただいて、国に対してすぐ意見書を提出したいというふうに考えておりますので、議員各位のご賛同を賜るようお願いを申し上げたいと思います。どうか、趣旨についてご理解をし、よろしくご協力をお願い申し上げます。以上であります。

○議長（前川昌登君） 何かこの件について、質疑ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件については、３日の本会議では、会議規則第３５条第２項の規定により、委員会付託を省略し、採決します。よろしくお願いをいたします。

次に、事務局から連絡があります。佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） 事務局から、連絡事項が２点ございます。

１点目は、６月１４日に開催されます、合併１０周年記念式典についてです。

式典及び昼食会の出欠報告の期限が、来週の水曜日、６月３日、定例会の初日となっておりますので、まだ、報告をされていない方は、忘れずにはがきで報告をお願いいたします。はがきをこちらに持ってきていただいても構いません。口頭ではなく、はがきでお願いします。総務課の方でははがきを見て判断しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、式典終了後の昼食会に参加される方の会費、３,０００円につきましては、６月分の報酬から差し引き、事務局から担当課に届けますので、当日、会場で会費を出す必要はございません。

２点目は、夏季の軽装についてです。

議会運営についての了解事項によりまして、６月１日から９月３０日までは、本会議や委員会など全ての会議において、軽装、ノーネクタイ、ノー上着を実施することとしておりますので、来週からの定例会においては、軽装での出席をお願いいたします。以上です。

○議長（前川昌登君） その他、皆さまから何もなければ、議長から皆さまにお知らせをします。

新聞の切り抜きがお手元にあると思いますが、本年２月７日と８日に山形市で開催されました東北高校放送コンテストで、宮古市出身の佐香穰くんが、朗読部門で最優秀賞を受賞し、本年８月に行われる全国コンテストに出場することになりました。

そこで、６月３日の定例会の開会前に、議場朗読会ということで、佐香くんから受賞した朗読を発表していただく機会を設けることとしましたので、お知らせします。

時間は、６月３日の１０時からで、場所は議場になりますが、詳しい日程等につきましては、事務局から改めて連絡させます。

佐香君の紹介やコンテストの内容などは、お配りしている新聞記事の写しをご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

閉 会

○議長（前川昌登君） それでは、何もなければ、これで議員全員協議会を終わります。

ご苦労さまでした。

午後 ３時３５分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登